

令和4年12月5日

関係各位

広島市環境局環境保全課長

### 一般建築物石綿含有建材調査者講習の開催について（お知らせ）

日頃から、本市の環境行政に御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、大気汚染防止法の改正に伴い、令和5年10月1日以降に着工する建築物の解体・改修工事を行う前には、調査を適切に行うために必要な知識を有する者（以下、資格者とい  
います。）による石綿含有建材の使用の有無に関する調査が義務付けられます。

そのため、この資格者の養成が急務であり、本市としても資格者養成に資するために、「一般建築物石綿含有建材調査者講習」を令和5年2月1日（水）～2日（木）に（一財）  
日本環境衛生センターと開催します。

つきましては、本講習の受講について御検討いただくとともに、関係会社等に御周知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

申込方法等詳細につきましては、本市ホームページ及び添付資料1をご覧ください。

（申込期間は、令和4年12月23日17時00分までとなっております。）

#### [本市ホームページ]

<URL>

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/kankyohozen/265668.html>

<ページ番号> 265668

<QRコード>



#### [添付資料]

- 1 一般建築物石綿含有建材調査者講習の募集に関するチラシ（本市作成）
- 2 事前調査の有資格者義務化のチラシ（厚生労働省）

講習会申込等に係るお問い合わせ：（一財）日本環境衛生センター（Tel：044-288-4919）

大気汚染防止法に係るお問い合わせ：広島市環境保全課 まくら 眞倉、いで 井手（Tel：082-504-2187）